

平成20年(行ク)第7号

決 定

原 告 特定非営利活動法人おおいた
市民オンブズマン 外1名
被 告 大分県知事広瀬勝貞

上記当事者間の大分県政務調査費返還等請求事件について、原告らのした文書提出命令の申立について、当裁判所は、その申立を相当と認め、次のとおり決定する。

主 文

自由民主党は、別紙文書の表示記載の文書を本決定送達の日より20日以内に提出せよ。

平成20年8月7日

大分地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 金 光 健 二

裁判官 松 川 充 康

裁判官 力 元 慶 雄

これは謄本である
平成20年8月7日
大分地方裁判所
裁判所書記官

水 岡 洋 子

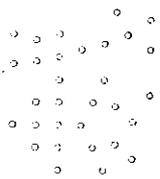


(別紙)

文 書 の 表 示

平成17年度の政務調査費の支出について整理保管している証拠書類（請求書・領収書等）

以 上



平成20年（行ク）第6号

決 定

原 告 特定非営利活動法人おおいた
市民オンブズマン 外1名
被 告 大分県知事広瀬勝貞

上記当事者間の大分県政務調査費返還等請求事件について、原告らのした文書提出命令の申立について、当裁判所は、その申立を相当と認め、次のとおり決定する。

主 文

社会県民クラブは、別紙文書の表示記載の文書を本決定送達の日より20日以内に提出せよ。

平成20年8月7日

大分地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 金 光 健 二

裁判官 松 川 充 康

裁判官 力 元 慶 雄

これは謄本である
平成20年8月7日
大分地方裁判所
裁判所書記官

水 岡 洋

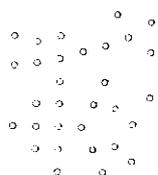


(別紙)

文 書 の 表 示

平成17年度の政務調査費の支出について整理保管している証拠書類（請求書・領収書等）

以 上



平成20年(行ク)第5号

決 定

原 告 特定非営利活動法人おおいた
市民オンブズマン 外1名

被 告 大分県知事広瀬勝貞

上記当事者間の大分県政務調査費返還等請求事件について、原告らのした文書提出命令の申立について、当裁判所は、その申立を相当と認め、次のとおり決定する。

主 文

無所属県民クラブは、別紙文書の表示記載の文書を本決定送達の日より20日以内に提出せよ。

平成20年8月7日

大分地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 金 光 健 二

裁判官 松 川 充 康

裁判官 力 元 慶 雄

これは謄本である
平成20年8月7日
大分地方裁判所
裁判所書記官

水 岡 洋

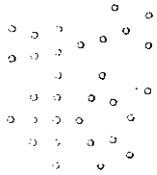


(別紙)

文 書 の 表 示

平成17年度の政務調査費の支出について整理保管している証拠書類（請求書・領収書等）

以 上



平成20年（行ク）第4号

決 定

原 告 特定非営利活動法人おおいた
市民オンブズマン 外1名

被 告 大分県知事広瀬勝貞

上記当事者間の大分県政務調査費返還等請求事件について、原告らのした文書提出命令の申立について、当裁判所は、その申立を相当と認め、次のとおり決定する。

主 文

無所属の会は、別紙文書の表示記載の文書を本決定送達の日より20日以内に提出せよ。

平成20年8月7日

大分地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 金 光 健 二

裁判官 松 川 充 康

裁判官 力 元 慶 雄

これは謄本である

平成20年8月7日

大分地方裁判所

裁判所書記官

水 岡 洋 子

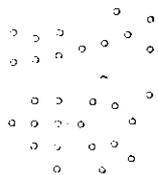


(別紙)

文 書 の 表 示

平成17年度の政務調査費の支出について整理保管している証拠書類（請求書・領収書等）

以 上



平成20年(行ク)第3号

決 定

原 告 特定非営利活動法人おおいた
市民オンブズマン 外1名

被 告 大分県知事広瀬勝貞

上記当事者間の大分県政務調査費返還等請求事件について、原告らのした文書提出命令の申立について、当裁判所は、その申立を相当と認め、次のとおり決定する。

主 文

公明党は、別紙文書の表示記載の文書を本決定送達の日より20日以内に提出せよ。

平成20年8月7日

大分地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 金 光 健 二

裁判官 松 川 充 康

裁判官 力 元 慶 雄

これは謄本である
平成20年8月7日
大分地方裁判所
裁判所書記官

水 岡 洋

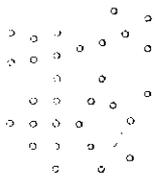


(別紙)

文 書 の 表 示

平成17年度の政務調査費の支出について整理保管している証拠書類（請求書・
領収書等）

以 上



平成20年（行ク）第2号

決 定

原 告 特定非営利活動法人おおいた
市民オンブズマン 外1名
被 告 大分県知事広瀬勝貞

上記当事者間の大分県政務調査費返還等請求事件について、原告らのした文書提出命令の申立について、当裁判所は、その申立を相当と認め、次のとおり決定する。

主 文

新政みらいは、別紙文書の表示記載の文書を本決定送達の日より20日以内に提出せよ。

平成20年8月7日

大分地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 金 光 健 二

裁判官 松 川 充 康

裁判官 力 元 慶 雄

これは謄本である
平成20年8月7日
大分地方裁判所
裁判所書記官

水 刺 洋

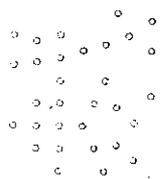


(別紙)

文 書 の 表 示

平成17年度の政務調査費の支出について整理保管している証拠書類（請求書・領収書等）

以 上



8/7

不公正(判) } FAX 済み
永井ヤン

平成20年(行ク)第1号

決 定

原 告 特定非営利活動法人おおいた
市民オンブズマン 外1名

被 告 大分県知事広瀬勝貞

上記当事者間の大分県政務調査費返還等請求事件について、原告らのした文書提出命令の申立について、当裁判所は、その申立を相当と認め、次のとおり決定する。

主 文

県政クラブは、別紙文書の表示記載の文書を本決定送達の日より20日以内に提出せよ。

平成20年8月7日

大分地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 金 光 健 二

裁判官 松 川 充 康

裁判官 力 元 慶 雄

これは謄本である
平成20年8月7日
大分地方裁判所
裁判所書記官

水 岡 洋



(別紙)

文 書 の 表 示

平成17年度の政務調査費の支出について整理保管している証拠書類（請求書・領収書等）

以 上

